

陳情第38号	受理年月日	令和3年6月21日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外、国外移転について、国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択について	
要旨	<p>辺野古新基地建設の問題は、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等、差別の禁止の各理念から看過することができない重大な問題である。</p> <p>2019年2月、沖縄県による辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。県民投票から2年が経過したにもかかわらず、名護市辺野古において、現在もなお工事が強行され、さらには、その埋立てに沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を使用することが予定されていることに、沖縄県議会や県内市町村議会をはじめ多くの県民が抗議を行っている。</p> <p>日米安保条約に基づき米軍への基地の提供が必要であるとしても、それは本土、日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的、構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄の声を無視し、本土の理解が得られないからと新基地建設を強行することは沖縄に対する差別である。国家の安全保障に関わる重要事項だといえるのであれば、なおのこと、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄が直接示した声に耳を傾け、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決を図ることが求められる。</p> <p>沖縄の人たちは憲法13条が保障する幸福追求権などの基本的権利から遠く、憲法前文等が保障する平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件、事故などからも明らかである。</p> <p>国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、沖縄</p>	

(続 く)

における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明するとの見解を示している。

政府は、専ら本土の理解が得られないという不合理な理由により、辺野古が唯一と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行している。これは憲法が保障する法の下での平等及び差別の禁止に反し、沖縄の人たちの幸福追求権や平和的生存権を侵害している。

については、北九州市議会において下記事項について採択し、別紙意見書を国及び衆議院、参議院に提出していただきたい。

記

- 1 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。殊に沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
- 2 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任を持って行う法整備等の仕組みの中で解決すること。
- 3 普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国全ての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正かつ民主的な手続により決定すること。